

令和4年4月1日策定
令和7年8月13日改定

観光課ソーシャルメディア運用方針

1 ソーシャルメディアの種類

Instagram、Facebook、YouTube、ホームページ

2 アカウントの名称及びURL

種類	名称	URL
Instagram	【公式】秋田県男鹿市 (@ogacity_tourism_official)	https://www.instagram.com/ogacity_tourism_official/
Facebook	男鹿市観光課 Oga city tourism division	https://www.facebook.com/ogacitytourism/
YouTube	秋田県男鹿市観光課 (oga.kanko.2020@gmail.com)	https://www.youtube.com/channel/UCd-hi6WA8EFWeh5dw_9HxPg
ホームページ	I found!OGA (kanko@city.oga.akita.jp)	https://ogacitytourism.wixsite.com/ifoundoga

3 担当所属名

男鹿市観光文化スポーツ部観光課

4 利用目的及び内容

男鹿市観光課では、イベント等の行政情報のほか、市内の出来事、市の魅力などを積極的に発信することを目的とし、ソーシャルメディア（以下 SNS）を活用する。

5 運用方法

利用者は、閲覧及び投稿等を自由に行うことができる。原則として開庁時間内（平日の午前8時30分～午後5時15分）に、運営者が必要に応じて不定期に投稿する。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合がある。ただし、閲覧者からの投稿記事に対するコメントやメッセージへの返信は原則行わない。

6 個人情報の取り扱いについて

SNS で取得した個人情報については、男鹿市個人情報保護条例に準じて適切に取り扱う。

7 著作権

1. SNS に掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト、映像など）に関する著作権は男鹿市に帰属する。
2. SNS の内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合、または、転載の対象となる記事の内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできない。

8 禁止行為

利用者が SNS に投稿するにあたり、次の事項に該当する行為は禁ずる。禁止行為であると運営者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントを削除する、または、利用制限等を行う場合がある。

1. 公序良俗に反する内容
2. SNS の掲載内容に対して著しく乖離する内容
3. 男鹿市または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容
4. 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
5. 違法、または反社会的な内容
6. 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
7. 男鹿市または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
8. その他ページ運営者が不適切と判断した内容

9 免責事項

1. SNS への投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。
2. SNS を利用することで生じた直接・間接的な損失について、運営者は一切責任を負わないものとする。
3. SNS の内容は予告なく変更することがある。
4. 運営者は、SNS の運営が困難になった場合、または SNS で情報を提供するにそぐわない理由がある場合は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合がある。
5. SNS に掲載される情報は、本市が発信するものだが、SNS そのものを運営・管理しているのは本市ではないため、予め以下の点を了承の上利用すること。
 - SNS 上に、本市が発信する情報以外に、本市と無関係の広告などが表示されることがある。
 - 予告なしにシステムが停止する可能性や、仕様が変更となることがある。